

補助金問題検討会報告

昭和60年12月20日

補助金問題検討会

はじめに

本検討会においては、去る5月27日の補助金問題関係閣僚会議の要請に従い、「61年度以降の補助率の在り方」について社会保障を中心に国と地方の役割分担及び費用負担のあり方の見直し等とともに慎重に検討を重ね、補助率（又は補助負担率、以下補助率と称す）を中心に意見のとりまとめを行ったのでここに報告する。

§1. 補助金等の見直しの基本的考え方

補助金等（又は国庫補助負担金、以下補助金等と称す）は、もとより一定の行政水準の維持、特定の施策の奨励等のための政策手段として、政策遂行の上で重要な機能を担うものであるが、他方、ややもすれば地方行政の自主性を損なったり、財政資金の効率的な使用を阻害する要因となる等の問題点があり、従来から既得権化、惰性的運用、補助金待ち行政あるいは陳情の招来などの種々の指摘がなされているところであり、常にその見直しを行っていく必要がある。

とりわけ、今日の厳しい財政状況の下で、国・地方を通ずる行財政改革を推進するため、補助

金等の整理合理化により一層積極的に取り組む必要があるが、その際、累次にわたる「臨調答申」及び「行革審意見」等で指摘されている補助事業の廃止・縮小・地方へ同化・定着した事務事業の一般財源措置への移行、補助率の総合的見直し、統合・メニュー化の推進、交付手続の簡素・合理化等の具体的提言の実施を推進すべきである。

§2. 補助率の在り方について

1. 補助率見直しの必要性

個々の補助率は、それぞれの補助金等が創設された際、あるいはその後の様々な事情によって、相互のバランスを踏まえつつ定められてきている状況にあるが、社会経済情勢の推移、事務事業の地方公共団体への同化・定着の状況等を踏まえ、政策分野の特性に配慮しつつ、国と地方の役割分担及び費用負担のあり方の見直しとともに、補助率の見直しを行うことが必要である。

2. 補助率見直しに当たっての考え方

(1) 国と地方の関係

(イ) 国と地方公共団体との間における機能

分担の見直しの方向

国と地方公共団体との間の機能分担の具体的見直しについては、臨調答申をも踏まえつつ、「地域性」、「効率性」、「総合性」というような基本的視点に立って、個々の事務の性格、特性に即した検討を加え、逐次、見直しを図るものとするのが適当であると考えられる。

このような観点を踏まえ、「住民に身近な行政はできる限り住民に身近な団体において処理されるよう、事務の性格に即し見直しを進める」（臨調第5次答申）ことが基本的な見直しの方向であると考えられるところであり、同時に国の過剰な関与を排除し、また、地方の自主性、独自性がより発揮できるよう、政策分野の特性に配慮しつつ、事務事業の見直しを積極的に図り、制度の簡素化、合理化、地方への権限委譲等に努めることが必要である。

(ロ) 国と地方公共団体との間の財政関係

国の財政は多額の特例公債の発行を余儀なくされるなど現在危機的な状況にあり、今後とも厳しい状況が続くものと見込まれるところである。国と地方は、公経済における「車の両輪」として相互に協力、分担しつつ行政目的を達成していく関係にあることを考えると、地方財政も厳しい状況にはあるが、事務事業の見直し等に努めつつ、補助率のあり方を見直し、地方公共団体に協力を要請することもやむを得ないのではないかと考えられる。

なお、補助金等の整理合理化に当たっては、これに伴い地方公共団体の一般財源の負担が増大する等、地方財政にとって影響を生ずるが、地方公共団体が円滑な行財政運営を行うために必要な経費については、地方財政計画の策定等を通じて所要の地方財源を確保するとともに、個々の地方公共団体の財政運営にも支障が生ずることのないよう、適切に措置すべきである。

また、財政状況の良好な地方公共団体向けの補助金等の抑制措置について、地方団体間の財政力の格差の状況等を踏まえて、適切な方策を見出すべきである。

(2) 補助率決定の要素等

(イ) 補助率は、基本的には、例えば(イ)国として当該行政に係る関与の度合やその実施を確保しようとする関心の強さ、(ロ)地方の住民に与える利益の程度、(ハ)国及び地方の財政状況等の諸要素を総合的に勘案の上、決定されるものと考えられる。

個々の補助率のあり方については、基本的には国と地方の関係についての幅広い角度からの見直しや、個々の事務事業の見直しを踏まえて検討すべきである。

補助率の見直しに当たっては、国及び地方公共団体が、双方で等しく負担を分かち合う性格の事業の補助率は $1/2$ が適当であり、それをベースとして、前述の諸要素等を勘案して、より高い補助率として例えば $2/3$ 、及び $1/2$ より低くても補助目的が達せられるものは例え

ば1/3という水準を想定することが適当ではないかと思われる。今後、新たな補助率水準の決定の際には、このような基準を当てはめて検討することが有用ではないかと考えられる。なお、もとより個別補助率の見直しに当たっては個々の補助金の目的、性格等の相違を考慮する必要があり、画一的に律しきれないものがあることはいうまでもない。

この点に関連して、補助率は、長い年月を通じて定着化しているものも多くその見直しには極力慎重を期すべきであるとする意見、国民の側からみて、「国の財政上の関心」の程度についての目安として、できる限り補助率は簡素・簡明化を図るとともに低率補助金は極力整理することが望ましいとする意見、また、補助率の簡素・簡明化は補助率の一律引下げの一変形にすぎないとする意見等があった。

また、公共事業については、社会資本の整備状況・現在の日本経済をめぐる情勢から、現下の厳しい財政事情の下で事業費を確保するという要請をも踏まえつつ、その補助率の見直しを行うものであり、現行体系を踏まえた対応が必要であるが、その際も補助率体系がいたずらに複雑化することのないよう留意すべきである。

なお、特例的補助率嵩上げについては、臨調答申、行革審意見等において指摘されているように補助率の総合的見直しの

一環として見直しを行うことが必要である。

(ロ) 補助金額は補助率と補助対象範囲によって決まってくるものであり、補助率の見直しとともに、社会・経済状況の変化に応じ、国と地方の費用負担の在り方等の観点から、補助対象範囲についても適時適切に見直しを行うことが必要である。

§3. 補助率等の在り方について (各論)

1. 社会保障の分野について

社会保障制度は、昭和20年代にその骨格が形成された。これらの制度は、救貧、防貧対策を中心として、国そのものが行財政面で地方公共団体を主導する形で発足した。しかし、その後30年余を経過した今日、国民の生活水準の向上、高齢化の進行、地方公共団体における社会保障行政の定着の度合等社会保障をめぐる情勢は、著しく変化してきた。このような変化を踏まえ、社会保障制度は、国の関与の在り方、実施主体、費用負担の在り方について見直すべき時期にきている。

(1) 生活保護

(イ) 国民の健康で文化的な最低限度の生活水準を保障するものであり、その実施に当たっては、全国民に共通した公平と平等が求められるので、事務の性格は今後とも機関委任事務とすることが適当である。その補助率としては、補助率の体系的な見直しの観点から2/3とするのが適当とする意見がある一方、国の責任の

度合を考慮して、従来どおり8/10とするのが適当とする意見があった。

(ロ) 事務事業については、制度の簡素・合理化の観点から、所要の見直しに努めるとともに、医療扶助については、医療費保障制度全体の在り方の検討を行う中で、抜本的に見直す必要がある。

(2) 老人福祉，児童福祉，身体障害者福祉，精神薄弱者福祉等

(イ) 多様なニーズにきめ細かく対応できるよう、地方公共団体の自主性の尊重の観点から、入所の措置については、団体委任事務に改めることとし、入所対象者についての基本的要件に限り国が定め、具体的要件については、地方公共団体に委ねることが適当である。また、福祉施設の最低基準及び費用徴収基準については、できる限り簡素・合理化する必要がある。

(ロ) このような見直しによって、地方公共団体の自主性に基いた行政に改められるので、国の負担割合は1/2とすることが適当である。なお、これらの福祉施策について、同一の補助率とすることは問題があるとする意見があった。

(ハ) 福祉の一般化の観点から、在宅福祉サービス(ショートステイ等のサービスに限る。)について、施設入所措置の場合と合わせ、国の負担割合を1/2とすることが適当である。

(3) その他

結核命令入所，精神措置入院，児童扶養手当，特別障害者手当等については、制度の経緯やその性格に鑑み、国の負担割合は生活保護に準じたものとするのが適当である。

なお、公費負担医療制度については、医療費保障制度全体の在り方の検討を行う中で、抜本的に見直す必要がある。

2. 公共事業の分野について

公共事業の補助率は、創設時の事業の重要度，受益の範囲等の状況やその後の経緯等を踏まえ、バランスのとれた社会資本整備を図る観点から、決定されてきている。

現下の厳しい財政事情の下で、社会資本の計画的整備の推進や内需拡大の要請に的確に応えていくため、公共事業の事業費の確保の見地から公共事業の財源対策の一環として、暫定的に補助率の見直しを行うこともやむをえないと考えられる。その際には、現行制度の根幹を踏まえ、国の施策としての重要度，受益範囲の特定性，事業の緊急性等を勘案しつつ、検討を行う必要がある。

3. その他の分野について

(1) 文教関係

文教関係の補助金等の補助率は、教育水準の維持向上，教育の機会均等，生涯教育の推進，地方における文化活動の活性化等について全国共通に確保する必要があること等を勘案しつつ、義務教育関係，非義務教育関係，社会教育関係等，それぞれの分野の事業の目的，性格等を踏まえ、全体として整合性をとりながら決定されている。

このような補助率決定等の背景等に留意しつつ、総論において述べたところを踏まえ、義務教育費国庫負担金をはじめその他の分野についても、その沿革、趣旨、社会・経済状況の変化等を考慮しつつ、補助金等の見直しを行う必要がある。

化が行われているが、このような補助率決定の要素、背景等に留意しつつ、総論において述べたところを踏まえ、補助率の見直しを行う必要がある。この場合、農林漁業者の経営の安定を阻害することのないよう配慮のうえ、検討を行う必要がある。

(2) 農林水産関係

農林水産関係補助金等の補助率については、国の施策を地方公共団体及び農林漁業者等が実施することを全国的に確保する必要性の度合、個別の事務事業に伴う受益者の受益の程度、農林漁業者の負担能力を総合的に勘案しつつ、その時々的情勢を背景として、全体としての整合性をとりながら決定されている。

農林水産関係補助金等については、これまでも、臨調等の指摘を踏まえ、整理合理

む す び

以上のとおり意見を取りまとめたが、補助率の見直しについては、基本的には、事情の許す限り極力安定的なものとする必要があると考える。しかしながら、国・地方の財源配分のあり方についての抜本的な見直しは今後の課題とされていること、政策分野の特性に配慮しつつ、今後とも引き続き事務事業の見直しを行う必要があること等から、今回の措置は、当分の間の暫定的なものとして行われるべきものとする。